

明 国 諮 第 2 号

2022年(令和4年)1月19日

明石市国民健康保険運営協議会

会 長 片 山 貴 文 様

明石市長 泉 房 穂



国民健康保険料に係る未就学児の均等割の減額等について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

記

1 未就学児に係る保険料均等割の減額

令和4年度から未就学児に係る保険料均等割について、その5割を減額すること。なお、既に低所得世帯軽減の適用がある場合、適用後の残りの5割を減額すること。

2 保険料賦課限度額の改正

国民健康保険料の令和4年度の賦課限度額について、基礎賦課分を65万円に、後期高齢者支援金等分を20万円に改正すること。

3 施行予定時期

令和4年4月1日